

P T A 保 険 の ご 案 内

この保険はPTAの会則に基づき日本国内においてPTAが企画・立案し、主催・共催する行事（以下、PTA行事）に参加中、PTA会員・生徒が被った傷害及び賠償責任について補償されるものです。

1. PTA 団体傷害保険

◆ 補償内容

- ① PTA行事中に被った、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ・食中毒（注1）。
- ② PTA行事への往復途上に被った事故。

※原則は生徒が通う通学路上での事故が対象となります（注2）。

（注1） 細菌性およびウイルス性食中毒が対象となります。

（注2） 生徒の負った傷害のうち、独立行政法人日本スポーツ振興センター法により給付対象となる傷害は当傷害保険の給付対象となりません。

◆ 対象となる方（被保険者）

- ① PTA会員（父母会員・教師会員）
- ② PTA会員（父母会員・教師会員）の同居の親族

※事前の申請によりPTA行事への参加が認められている方

- ③ PTA加入世帯の生徒

※PTAに加入をしていない世帯の方は被保険者名簿にお名前が載りませんので、保護者・生徒ともに補償の対象外となります。

◆ 保 険 金 額

補 償 項 目	保 険 金 額 （補償金額）
死亡・後遺障害保険金額	180万円
入院保険金日額（180日限度）	1日あたり2,500円
通院保険金日額（90日限度）	1日あたり1,600円
保険金が給付されない主な場合	① 故意または重大な過失 ② 自殺・犯罪・闘争行為 ③ 酒気を帯びた状態での運転、無資格運転 ④ 脳疾患・疾病・心神喪失 ⑤ 地震・噴火またはこれらによる津波 ⑥ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの

2. PTA 賠償責任保険

◆ 補償内容

- ① PTA 行事において、その管理、運営に不備があり、第三者にケガをさせたり、物を壊したために法律上の賠償責任を負ったとき。
- ③ PTA 行事において、第三者から借用した用品・備品等を使用・管理中に壊したり盗まれたりしたために、その所有者に対し、法律上の賠償責任を負ったとき。

※被保険者は PTA（団体）となります。

◆ 保険金が給付されない主な場合

- ① 故意による事故。
- ② 地震、噴火、津波による事故。
- ③ 自動車、バイク等車両による事故。
- ④ 他人との特別な約定によって加重された賠償責任。
- ⑤ 飲食物等による事故。

・・・等

◆ 保 険 金 額（給付限度額）

身体賠償・・・1 事故につき 1 億円まで（免責 5,000 円）
財物賠償・・・1 事故につき 1 0 0 万円まで（免責 5,000 円）
受託物賠償・・・保険期間中（1 年間）につき 5 0 0 万円まで（免責 5,000 円）

<保 険 料>

PTA 加入一世帯あたり（年間）・・・約 100 円

※その年度の PTA 加入世帯数や生徒数により金額が多少増減いたします。

《引き受け会社》 損害保険ジャパン株式会社

《代理店》 株式会社トヨタ

☆PTA 行事を企画された際は、運営委員会用の『活動報告・活動予定』にご記載いただくか、任意の書式にて活動計画書を作成の上、PTA 本部へご提出ください。

☆PTA 行事を執り行う際は、十分に注意喚起を行った上で事故が無いように活動をしていただきますようお願いいたします。

☆万が一事故が発生した際には PTA 本部へご連絡をお願いいたします。

※このご案内は、現在加入されている方への補償内容のご案内となります。募集のご案内ではありません。